

○中津市定住対策に係る高等学校通学費補助金交付要綱

平成22年3月31日中津市告示第87号

改正

平成22年4月23日中津市告示第128号

平成28年3月31日中津市告示第97号

平成29年5月2日中地広暦第1号決裁

平成30年1月24日中地広暦第5号決裁

令和2年3月10日中地広暦第4号決裁

令和4年2月1日中地広暦第2号決裁

中津市定住対策に係る高等学校通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、路線バス、鉄道その他公共交通機関（以下「公共交通機関等」という。）を利用して通学する中津市周辺部に居住する高等学校生の通学費用の一部を補助することにより、中津市中心部と周辺部の通学に係る経済的負担の格差を緩和し、周辺部の定住を促進することを目的に補助金を交付することについて、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する高等学校生の保護者とする。

(1) 中津市に住所を有し、三光の一部（上深水、下深水、西秣のうち長谷、臼木のうち鮎帰り及び渋見並びに田口のうち金色）、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町の区域に現に居住する者

(2) 中津市内又は中津市に隣接する市町村の高等学校に公共交通機関等を利用して通学する者

(3) 公共交通機関等による通学距離が片道10キロメートル以上である者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の高等学校生が通学に要する経費であって、次のいずれかに該当するものとする。この場合における通学の経路及び方法は、最も経済的なものでなければならない。

(1) 補助金の交付を申請する年の4月から翌年の3月までの期間を通じて、公共交通機関等が発行する通学定期券（以下単に「定期券」という。）の購入に要する経費（年間区分）

(2) 12月から2月までの間の通学日数を基準とした定期券の購入に要する経費（積雪、路面の凍結等に伴う通学の危険を回避するために購入する場合に限る。）（冬季区分）

(3) 転入等により、年度途中から補助対象者となった者の当該年度の3月31日までの期間における公共交通機関等が発行する定期券の購入に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から次の表の通学定期個人負担額の欄に掲げる額を控除した額とする。

区分	通学定期個人負担額	
	世帯内の高等学校通学生1人目	世帯内の高等学校通学生2人目以降
年間	80,000円	40,000円
冬季	20,000円	10,000円

2 転入等により、年度途中から補助対象者となったものの補助金の額は、定期券を購入した金額から、次の表の1月当たりの通学定期個人負担額の欄に掲げる額を利用月数に応じて控除した額とする。

1月当たりの通学定期個人負担額	
世帯内の高等学校通学生1人目	世帯内の高等学校通学生2人目以降
6,700円	3,400円

3 前2項が適用できない場合は、市長が別に定めるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、高等学校通学費補助金交付申請書（様式第1号）に、高等学校合格通知書の写し又は在学証明書及び市税納付状況確認承諾書を添え、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(定期券の購入)

第5条の2 定期券は、次条の規定による補助金の交付の決定があった後に購入しなければならない。ただし、第7条第3項に規定する支払を行う場合については、この限りでない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、高等学校通学費補助金交付（不交付）決定通知書兼高等学校通学費補助受給資格者証（様式第2号。以下「資格者証」という。）を速やかに申請者に交付するものとする。

(費用の支払等)

第7条 交付の決定を受けた補助対象者は、定期券を購入する際に、公共交通機関等に資格者証を提示し、定期券の額から第4条の補助金の額を控除した額を公共交通機関等に支払うものとする。

2 公共交通機関等は、定期券の額から前項の規定により補助対象者が当該公共交通機関等に支払った額を控除した額を、高等学校通学費補助金交付請求書（様式第3号）に、補助対象者に発行した定期券の写し等を添え、学期毎に市長に請求するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者は、定期券の額の全額を公共交通機関等に支払った後、高等学校通学費補助金交付請求書に領収書の写し

及び定期券の写しを添え、市長に補助金の交付を請求することができる。

4 市長は、前2項の規定による請求があった場合は、請求書等の書類を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を支払うものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定により補助対象者が公共交通機関等にその負担額を支払う前に、第4条の補助金の額の範囲内において必要と認められる額を公共交通機関等に支払うことができる。この場合において、当該公共交通機関等は、補助対象者からその負担額の全額が支払われたときは、速やかに精算書に領収書の控えの写し等を添え、市長に提出しなければならない。

(届出義務)

第8条 補助対象者は、次のいずれかに該当するときは、高等学校通学費補助金変更申請書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第2条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき。

(2) 退学、休学等により定期券を使用しなくなったとき。

(3) 通学経路又は距離に変更があったとき。

2 補助対象者は、資格者証を喪失したときは、高等学校通学費補助金資格者証再交付申請書(様式第5号)により、速やかに市長にその旨を届け出のうえ、資格者証の再交付を受けなければならない。

(補助金の額の変更等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、同項各号に該当するに至った日を基準として、日割により補助金の額を決定し、高等学校通学費補助金変更通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。この場合において、既に第7条第4項の規定による補助金の支払いが行われているときは、当該補助金に係る清算を行うものとする。

2 前項の日割による補助金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者等が次に掲げるいずれかに該当すると認める

ときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途へ使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件、補助事業等の遂行又は是正のための指示その他法令等に基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年4月23日中津市告示第128号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日中津市告示第97号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年5月2日中地広暦第1号決裁)

この要綱は、平成29年5月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 24 日中地広暦第 5 号決裁）

この要綱は、平成 30 年 1 月 24 日から施行し、改正後の中津市定住対策に係る高等学校通学費補助金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日中地広暦第 4 号決裁）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 1 日中地広暦第 2 号決裁）

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

様式（省略）